

刑事弁護の経済的基盤と刑事弁護士の所得¹

上石 圭一（追手門学院大学教授）

I. はじめに

本稿では、刑事弁護の経済的基盤と、刑事弁護を中心として行っている弁護士の所得を明らかにすることを通して、刑事弁護の在り方について、経済的側面から検討することを目的としている。以下で面接データを引用する場合、法律事務所と弁護士の略称は、本ミニ・シンポジウムの冒頭に位置する宮澤節生「刑事弁護活動の高度化に関する予備的検討—本ミニ・シンポジウムの背景と目的—」の付表に記載された略称による。

刑事弁護について、かつての状況を振り返ると、次のことが言える。国選弁護の報酬は安く、その結果として、入職したてや高齢の弁護士が多くを担っていた。しかし、そうした状況であっても、僅かではあるが、刑事事件を専門に扱う弁護士が存在していた²。とはいえ、刑事弁護の収益性は低いというのが一般的な理解であった。

もちろん、実際に刑事弁護の収益性が高いか低いかは、弁護士の弁護スタイルによることも大きい。実際に刑事弁護士について、参与観察を行った畑浩人によれば、「闘争型の弁護スタイルを行う場合、投入時間・労力に対して全く釣り合わない……謝罪型の場合は短期間に終結するため……民事と比較して収益面で効率がよいという。一般に、争いのある事件よりもない事件の方が圧倒的に多いことを考えれば、事件単位では民事に匹敵する収益を刑事により得ることは可能」と言う³。とは言え、「総じて刑事の場合、報酬が多

¹ 本論文は、科学研究費補助金・基盤研究（B）「刑事分野における弁護士活動の多様化と高度化に関する総合的研究」（課題番号 18H00803）による成果の一部である。

² 刑事専門の弁護士とは言っても、大抵は事務所の維持費用などは民事事件や顧問で稼ぎ、残りの時間を刑事に費やすというものであった。北口雅章法律事務所 弁護士のブログ「『刑事弁護が専門』とは、何ぞや？」（2017年11月10日）（<https://www.kitaguchilaw.jp/blog/?p=946>）を参照。

³ 畑浩人「刑事弁護の実像を求めて—神戸と福岡における法廷観察と面接調査から」六甲台論集第

いのは実際に時間と労力を投入した結果であって、さほど弁護活動をせず、楽をして利潤を得ることができる場合は稀……収入面での発展可能性は少ない」とも指摘している⁴。このように、収益という面で見ると、刑事弁護に対する変革の可能性は小さいことを示唆する。

しかし、今世紀に入って行われた司法制度改革や、刑事弁護をめぐる諸改革の結果、刑事事件をめぐる、弁護士の置かれている状況には大きな変化が生じたのではないか。被疑者国選弁護制度の導入は、刑事弁護に対する需要を拡大させたであろう。法科大学院制度が導入されて、インターンシップ等の経験をできるようになったことは、刑事弁護に対して関心を持つ可能性を高めたかもしれない。法曹養成制度の改革によって、弁護士が大幅に増加したことは、弁護士間の競争の激化をもたらした。そのため、従来であれば、収益性が低いという理由から敬遠されがちだった刑事弁護市場であっても、新たに弁護士が参入する可能性が高くなった可能性がある。同様に、法テラスや公設法律事務所の設置⁵は、収益の高低によって刑事弁護に参入するのを諦める可能性を下げたと思われる。あるいは、弁護士広告が従来よりも広く認められるようになったり、事務所の法人化が認められるようになったことで、インターネットを用いて広く宣伝を行うことで顧客を集めるスタイルにより刑事弁護を行う事務所も存在するようになった⁶。

40 卷 1 号 (1993 年) 133~134 頁。

⁴ 畑浩人「刑事弁護活動の日常と刑事弁護士論の展開——『刑事専門』弁護士の観察研究によって」神戸法学雑誌第 48 卷 2 号 (1998 年) 383~384 頁。

⁵ 法テラスや公益法律事務所といっても、地元の弁護士との関係から、必ずしも刑事弁護に注力しているわけではない。しかしわれわれが調査した時点において、刑事弁護に注力している法テラスや公益法律事務所は複数存在していた。

⁶ こうした弁護スタイルに対する早い段階での批判として、弁護士 Barl-Karth による peace-loving 日記「アトム東京法律事務所の広告」(2009 年 7 月 15 日), <https://barl-karth.hatenadiary.org/entry/20090715/1247638654>。あるいは、高島章 (弁護士) @Barl-Karth 「アトム法律事務所は簡単な事件でも 100 万円単位の預け金を要求する。最近の事例報告では、預け金 300 万円、500 万円と言うものもある。私選刑事弁護を多数受けている者の見識にかけて言うが、高すぎるのでアトム法律事務所への依頼は避けるべきである。」(2012 年 11 月 19 日 2:36) Retrieved from <https://twitter.com/BarlKarth/status/270475562156425217> も参照。

かつて平野龍一は、我が国の刑事訴訟の現状について、「わが国の公判が、捜査の結果が被告人・弁護人の揺さぶりにたえるものであるかをテストするもの、すなわち捜査の結果を確認するものであって、そこで有罪か無罪かを判断するものではない⁷」、「日本の裁判官その他の司法関係者は、そもそも法廷というところは真実を明らかにするのに適したところではないと考えているように思われる。」とし、「では、このような訴訟から脱却する道があるか、おそらく参審か陪審でも採用しない限り、ないかもしれない。」と述べた⁸。その後、司法制度改革が行われた結果、裁判員裁判が導入されたり、被疑者国選弁護制度が創設されるとともに、証拠開示が従来よりも広く認められ、被告人・弁護士の側にも、従来よりも広く武器が認められるようになるといった変化も生じた。かつて、裁判官は調書を自宅なり判事自室で読み込んで心証形成をされると言われていたが、裁判員裁判では「集中審理の裁判、調節主義・口頭主義の裁判」に変化してきた⁹。そのため、「わが国の刑事弁護はかなり絶望的である。」¹⁰という状況に多少なりとも変化が生じた可能性がある。刑事弁護の可能性が広がったのであれば、そのこと自体が刑事弁護についての魅力となり、これまでより多くの弁護士が刑事弁護にかかわるようになることも考えられる。それでは刑事弁護の実情はどうなっているのだろうか。刑事弁護は弁護士にとって魅力ある分野なのだろうか。本稿はこうしたことを刑事弁護士への面接調査の結果をもとに検討するとともに、刑事司法の改革の在り方についても述べる。

II. 刑事弁護の実情

1. 国選弁護の報酬

刑事弁護事件では、今日においても、国選弁護は重要な位置を占めている。『司法統計

⁷ 平野龍一「現行刑事訴訟の診断」平場安治他編『団藤重光博士古稀祝賀論文集 第四巻』（有斐閣、1985年）415頁。

⁸ 平野・前掲書註7・422頁。

⁹ 岡慎一・神山啓史「21世紀—司法改革と刑事弁護」後藤昭・高野隆・岡慎一編『実務体系現代の刑事弁護3 刑事弁護の歴史と展望』（第一法規、2014年）223頁。

¹⁰ 平野・前掲書註7・423頁。

年報3 刑事編 平成29年』によれば、平成29年に終局した通常第1審事件についてみると、地裁では、弁護人のついた被告人が50,357人であるのに対して42,384人が、また簡裁においては、弁護人のついた被告人が5,449人であるのに対して5,066人が、それぞれ国選弁護人のついた被告人の数であった¹¹。

従来、国選弁護の報酬は低かったが、今日においても、裁判員裁判以外の事件では、その報酬は低いままであるという意見が聞かれた。

問：経済的な基盤についてはどう思いますか。国選は改善されているか。それから私選の報酬水準は上がっているか、といったことですけれども。

弁：国選の報酬は改善されていないと思います。ただ、裁判員事件の国選報酬はある意味、特別粋みたいになっていて。

問：あれに注目していると全体像を見失う、国選については。

弁：国選の非裁判員の国選報酬っていうのはぜんぜん改善されているようには思えないですね。(一般弁護士A)

ここでは、国選弁護の報酬については、裁判員裁判とそれ以外とは異なっており、裁判員事件の国選報酬については特別だが、それ以外の国選弁護の報酬については改善されていないことが語られていた。しかし、裁判員裁判の場合の報酬は改善されたとはいっても、決して積極的に国選弁護を受任しようというインセンティブになるほどのものにはなっていないようである。

問：経済的基盤っていうのはどうですか？裁判員だけは増えた？

弁：裁判員だけはペイするようになりましたね。

問：だけでも一般の国選事件っていうのはそうでもない。(公設弁護士B1)

問：(前略)裁判員裁判というのは手間もかかる代わりに報酬としては大きいとして

¹¹ なお、国選弁護人のついた被告人と私選弁護人のついた被告人を合計しても、弁護人のついた被告人の数とは一致してはいない。なお、弁護人のついた被告人の数を分母として、国選弁護人のついた被告人の数の割合を算出すると、地裁では84.2%、簡裁は93.0%を占めていた(『司法統計年報3 刑事編 平成29年』の表23および表24をもとに計算)。

も、法テラス事務所に関していうと報酬が国選で大きいからっていうことはあんまり積極的に受任しようっていう理由にならない？

弁：そうですね、自分のインセンティブには全くならないですね、それは。だから文字通り「やりがい」しかインセンティブはないです。(法テラス弁護士 A)

前者では、裁判員裁判の報酬についてはペイするようになったと言われる。だが、後者では、国選弁護報酬は国選弁護を引き受けるインセンティブとしては働いてはいないこと、代わりにインセンティブとなっているのは「やりがい」であることが語られている。

では、このような収益性の良くない国選弁護を担っているのは誰だろうか。かつては、弁護士になりたての者やヤメ判事、ヤメ検と呼ばれる高齢の弁護士たちであった。しかし状況は少し変わったようである。

弁：いま高齢ヤメ検っていうのはほとんどいませんからね。

問：(前略) 20年前の話ですけど。刑事事件の報酬は少ないし、私選も少ないから刑事弁護をやろうとする経済的なインセンティブが乏しいと。その結果として組織的に刑事弁護をやるということが非常に難しいと。で、検察官に対抗できるだけの能力がなかなかつかないと。というわけで刑事弁護を実際にやってるのは、数は多いかもしれないけどいわば単純な収入源として国選弁護をやってる若い人か、それとも他にやることがないから、つまりできることがないからやってる高齢のヤメ検か。こういう2つのタイプだと。

弁：そういう時期はあったでしょうね。ただ高齢ヤメ検っていうのは全然人気ないし、頼まないですよ。(公設弁護士 B)

20年前とは違って、刑事弁護を多く担っているのは高齢のヤメ検ではないというのである。そうすると、若手の弁護士が国選弁護に積極的に関わっていることが考えられる。

問：若手でね、普通の事件として、つまり収入源として国選をやるって感じはありますか？

弁：それはあると思いますよ。やはり若手の人たちで国選事件っていうのは取りっぱぐれがありませんよね、必ず入ってくるってことで事件をたくさん請け負うという人たちはいると思います。……裁判員なんですけど、これはちょっとあん

まりよろしくない傾向なのかもしれないですけど、裁判員になると普通の国選よりもはるかに高いので、なおかつ裁判員になりますと複数選任できるんですね。そうすると若い人が最初に選任されると次の人も若い人を選任してる例が多いらしい。……若い弁護士にしたら、いま事件も減ってきてると。裁判員裁判は収入もいと。だから複数選任ついて若い人で互助組織的なのがあってもいいんじゃないかというのがあると思うんですけど (以下略) (一般弁護士 B)

ここでは、十分に顧客がいない若手の弁護士が、確実に収入になるという理由で国選弁護を収入源としている、しかも裁判員裁判の場合には複数の弁護人を選任できることを互利的に利用している可能性があるというのである。

とはいえ、国選弁護の報酬が低額であることについては、若手弁護士の間でも不満がないわけではない。

経済的基盤の弱体、これはあんまり変わりはないですね。国選報酬については、やはり裁判員裁判でも時間的な負担とか労力を考えると決して高いとは言えないですね。1回に入るお金が大きいもんですから、入ったら有難いんですけども、かかった時間で均してみるとそんなに儲かるような仕事ではないのは依然としてそうだと思います。裁判員以外の国選報酬は依然として非常に安いですし。

最近、SNSとか発信してる弁護士さんが多いですから、ツイッターなんかで弁護士らしい人の発言を拾ってみますと国選報酬が安いという愚痴が毎日のように出てきますね。若手の弁護士さんが単価が安いもんだからたくさん数を受けるとか、そういうふうなことについてもいろんな発言が見られますね。(公設弁護士 B)

ここでは、裁判員裁判の場合であっても、そのための時間的な負担や労力を考えると決して高額ではないという主張とともに、国選弁護の報酬が低額だという愚痴を若手の弁護士がしていること、またこうした状況への対応として、国選弁護を数多く引き受けるということが語られている。こうした状況を見る限り、国選弁護については、20年余り前の状況とさほど変わってはいないということになる。

国選弁護の報酬は、現在では、法テラスによって決められている。それによれば¹²、被疑者国選弁護については、弁護期間（初回接見から処分日までの期間）によって基準接見回数が決まっており、実際の接見回数が基準回数未満の時には 20,000 円×接見回数が、基準接見回数以上の時は、20,000 円×（接見回数－1）+26,000 円と多数回接見加算報酬（接見回数によるポイントと基準接見回数との差によって決まる）の合計が報酬となる。たとえば弁護期間が 20 日間であれば基準接見回数は 5 回であり、5 回接見すれば、106,000 円が報酬となる。他方、被告人の国選弁護についての報酬は、基礎報酬と公判出廷回数と時間とからなる通常報酬と特別成果加算とからなる。それぞれ、裁判員裁判の場合とそうでない場合とで基準が異なっている。裁判員裁判以外の場合はさらに、地裁事件か簡裁事件か、公判前整理手続の有無によって、細かく基準が決められている。

しかしながら、こうした基準を悪用して不適切な弁護活動（接見／不接見）を行う弁護士がいるという主張も聞かれた。

今は被疑者国選の報酬体系が接見 1 回行っていくらってなってますから、接見に行かないってことはないです。特に若い人は。でもね、被疑者段階では接見行くけど、起訴されたら行かないという人も残念ながら一定数いるんですよ。それは報酬にならないからです。それも大きな問題ですよ。だから法テラスと日弁連が被疑者国選とかの報酬規定をどうするのかってやったりする時に、法務省はレアケースなんだけどもそういう問題のある事例を持ってきて、こんな酷いやつがいるじゃないかって。例えば午前 11 時から 12 時まで接見して、お昼 1 時からもう一度接見に来て、それ 2 回分カウントして。そんな奴がいるとかね。まあ、いないわけじゃないんですよ。で、起訴されたらもう行かない。それはお金にならないからです。（一般弁護士 H）

国選弁護の報酬基準をもとに、収益性という観点から弁護活動を行う結果、一日のうちに

¹² 国選弁護の報酬については、日本司法支援センター「国選弁護報酬基準の概要（平成 30 年 6 月 1 日施行版）」、

https://www.houterasu.or.jp/housenmonka/kokusen/index.files/bengohousyu_gaiyou_300601.pdf に基づいている。

複数回接見するとか¹³、起訴されると報酬につながらないから接見しないということになるというのである。弁護士活動を収益性という観点から捉えたときに行きつく逸脱現象と言える。

2. 私選弁護の頻度と報酬

a 私選弁護と国選弁護の割合

私選弁護については、弁護士会による報酬規程が廃止されたため、個々の弁護士が自分たちなりの基準を設けて依頼者に請求できる。そのため国選弁護において問題となったような、報酬が少なすぎるという問題は生じにくいのではないかと考えられる。

したがって、弁護士登録してから日が浅く、まだ十分な顧客がいないために国選弁護を収益の手段として用いている若手弁護士を除けば、刑事事件を中心に弁護活動を行っている弁護士、いわゆる刑事専門弁護士の場合は、私選を中心に引き受けることになる。

問：事務所全体としては私選・国選の比率っていうのは事件数的でどんな感じですか。

弁：圧倒的に私選が多いんじゃないでしょうか。もちろん若い人たちは国選も日常的にやってますけれども、彼らも弁護士になりたての時は国選の比率が当然多いと思いますけど、しばらくやってるうちに私選をどんどん受けるようになって。うちは私選は原則として複数で受けることになってるんで、私と一緒にやったり、或いは若手同士でチームでやると。……そういった意味では、かなりクオリティの高い刑事弁護をやってると思います。だからすぐに私選のお客さんがどんどん紹介してくるようになります。(一般弁護士 A)

¹³ この点については、大川定伸「国選弁護報酬のおかしさ」、

<https://note.mu/oyamalaw/n/n922b8c294982>でも指摘されている。なお、一日のうちに複数回接見するという点については、最新の報酬基準（平成 30 年 4 月 1 日施行）では見直されている。日本司法支援センター「国選弁護人契約約款（報酬基準）等の変更について」、

<https://www.houterasu.or.jp/housenmonka/kokusen/index.files/100862676.pdf> を参照。

ここでは、弁護士登録したての時には国選弁護が中心だが、刑事弁護の質が高いので、ある程度経つと私選弁護を依頼する客がつくのだと言われる。刑事弁護の比率が高く、提供する刑事弁護の質が高ければ、そのことによって、私選の刑事弁護であっても、客が増えるという訳である。

こうした刑事弁護の比重の高い刑事弁護士の場合、国選事件はほとんどしておらず、圧倒的に私選弁護を抱えているように思われた。先に挙げた以外の弁護士についても、「国選もあることはあるんですけど、ほとんどない、1件しかないですね。ほとんど私選です。」（一般弁護士C）といった具合であった。

もっとも、我々が面接調査の対象とした刑事弁護士の多くは、大都市部に事務所を構えていた。大都市部では、弁護士の数が多いので、弁護士登録をしている弁護士のほぼ全員が国選弁護を引き受けるわけではない。国選弁護人の候補者のリストがあり、国選弁護人はそのリストに基づいて順番が回ってくるに過ぎないので、年間に担当する事件数には限りがある。そのため、国選弁護を引き受けるだけでは、事務所を維持するのに必要な費用を賄うことはできない。しかし刑事事件の件数が多いため、潜在的な顧客は存在する。したがって、弁護士に成り立ての者とはともかく、経験が豊富な弁護士の場合、刑事事件を専門にしているということは、私選事件を多く引き受けることになる可能性が高いと思われる。

他方で、刑事弁護に関連して有名な弁護士の中には、たとえば弁護士会内の刑事弁護委員会や日弁連などにおいて刑事弁護に関連する活動を熱心に行っているが、実際の刑事弁護については、私選弁護はほとんど引き受けず、国選弁護が圧倒的という者もいた。

問：過去1年間振り返ってみてどれくらいありますか？

弁：過去1年間も数件だと思います。だから件数は本当に少ないです、私は。

問：そうすると刑事司法について著名ですけど、実際には事件としては民事ということになりますか？

弁：ええ、民事が中心です。おっしゃる通り、完全に民事です。

問：そうすると次の質問もあまり意味がないかもしれませんが、刑事弁護における私選と国選の比率っていうのは？

弁：だから国選が圧倒的です。私選は少ないです。

問：そうすると国選で受任する経路っていうのは要するに名簿に載ってるからっていうことですか？

弁：そうですね，名簿に載ってるからですね。

…中略…

問：少し話を戻してしまいますけど，95%ぐらいの時間は民事事件だとおっしゃいましたが。

弁：そういうことでいえば，事件の中で言えば，ですよ。だから会務活動が相当あります。

問：そっちの比重はどれぐらいありますか？

弁：けっこう相当あります。

問：半分以上？

弁：半分以上はあると思います。(一般弁護士 B)

この弁護士は刑事司法分野で著名な弁護士であるが，弁護士としての活動時間の半分以上は会務活動に費やされており，刑事弁護は国選弁護を数件引き受けたに過ぎない。しかもそれは国選弁護人の名簿に名前が掲載されているからであるというのである。

このように，刑事弁護活動の比重の高い刑事弁護士の場合，法テラスなどの公設事務所の弁護士の場合を除いては，私選弁護が大半を占めているのである。

b 私選弁護の報酬

弁護士の報酬基準については，かつては日弁連が定めた報酬規程が存在していた。しかし，これが自由化されてからは，そうした一律の基準は存在してはいない。とは言うものの，以前の報酬規程に準拠しているという回答がよく聞かれた。「いわゆる旧弁護士会の報酬規程と同じものを，事務所の報酬規程としています。」(一般弁護士 E) という具合にである。

しかしその一方で，企業関係の事件では，それなりの金額の報酬を受け取るという発言も聞かれた。「刑事の私選は特殊ですね。それなりに頂くこともあります。というのは，企業的な事件で，その企業がやっている事件，企業全体が問題になってるような事件などです。」(一般弁護士 C) というように，報酬規程とは関係なく，それ以上の報酬を受け取るという。

一方，個人の場合については，報酬規程があったからと言って，規程どおりに請求するわけではなく，相手の状況に合わせて上下させているようである。「ただ刑事事件に関し

では、それほど明確に幅が決まってるわけではありません。事件ごとに決定になるので。」（一般弁護士 E）とか、「常に一律であれ〔報酬規程〕でやってるわけじゃなくて、やっぱり来て話を聞いて、あれよりも高くもらうこともあるし、あれよりも低いときもあるし」（一般弁護士 A）というのである。もっとも、個人を相手とする刑事弁護の場合、企業や何らかの団体の幹部を除いては、さほど所得が高いとは思われない。そのため、「高くもらうこともあるし」「低いときもある」とは言っても、大抵は報酬規程よりも低めになるのではないかと思われる。

なお、旧日弁連の報酬規程は着手金と、最終的な成果によって決まる報酬金とからなっていたが、このように着手金と成功報酬とを組み合わせた報酬制には合理性があるという意見も聞かれた。だが、民事事件のように時間給で請求するというケースは見られなかった。費用が高くなりすぎるためである。

時給制っていうのはそれなりに合理性があるけれども、だけどキャップがないっていうかいくらになるか分からない、ほとんどの場合、僕のところに来るような事件っていうのはやっぱり否認事件が圧倒的に多いので、それなりに相当な時間を費やすということになるので、かなり高額になる。それに対応できる依頼人っていうのは実はあまりいないです。（一般弁護士 A）

ここでは、時給制で報酬を請求することには一定の合理性があると認めている。しかしそれにもかかわらず時給制で相手に請求することをしないのは、否認事件の場合にはかなりの時間がかかるため、時給制では高額になりすぎ、依頼者が支払えなくなるというのである。刑事弁護士が私選弁護を引き受ける場合、否認事件も多くなると考えられる。こうしたことも、合理性があるにも関わらず現実には時給制がとられない（とれない）理由であろう。

Ⅲ．刑事弁護士の収入と所得

それでは、刑事の収入や所得はどうなっているのだろうか。これは、当然ながら法テラス法律事務所や公設事務所のように、事務所を維持する費用を自分たちの収入でカバーすることが必ずしも求められていない事務所と、民間事務所のように、自分たちの稼ぎで事務所や自分たちの生活費を捻出しなければならない事務所とは異なっている。

法テラス法律事務所に勤務している弁護士の場合には、あらかじめ定められた基準にもとづいて給与が支払われており、「修習同期の裁判官・検察官と同等の給与が支給される¹⁴。

課税所得ですね。……月額税抜き前が 42 万 700 円になります。これは 9 号って言うて、1 号から順番に 1 年に 1 回ずつ 1 号ぐらいつ上って行くんです。私は 10 年目なんですけど、1 年半、2 年近く頭打ちになって給料増えない。……1 号はスタートは 23 万 9800 円。そこからいろいろ年金なり引かれますから手取りが 20 切ってた時も私はあるんですけど、10 万台。ただ、これ代わりに会費を自己負担しなかったりとかそういうこともありますから一概に低すぎるとか我々は思っていないです。生活に困るということもないです。……原則ほぼ全員が 1 年ごとに 1 号ずつ上って行って、1 万 5 千から 2 万ぐらいの間で。(法テラス弁護士 B)

ここでは語られていないが、このほかにボーナスや地域手当や休日出勤手当も支給される。また、弁護士の語りにあるように弁護士会の会費を自己負担しないといた点を考えると、彼らの収入は、高くはないかもしれないが、特に低いと言うわけではなさそうである。

一方、公設法律事務所の場合、事務所による違いがあるだろうが、給与制もしくは給与制にインセンティブを加味したものになっていると思われる。

問：事務所全体の売上に応じて給与っていうのは毎年見直されて？

弁：いや、一切してません。一切してません。

問：基本的に経験なんですか？

弁：一応若い人は 1 年ごとに見直してあげてはいますが、下げることは一切してません。(公設弁護士 C)

ここでは、この公設事務所の場合には給与制が採用されていて、その額は事務所の売り上げとは無関係に決まることが語られていた。しかし給与水準については明確にしたがらな

¹⁴ 日本司法支援センター「採用に関する Q&A」,

https://www.houterasu.or.jp/houterasu_gaiyou/saiyo/staff_bengoshi/staff_qa.html による。

いケースがあった。

問：給与の水準っていうのは一般の事務所と或いは法テラスと比べてどうなんでしょう？

弁：どうなんでしょう。普通じゃないですかね。あんまりそれを突かletakはないんですね。そこへ風向きが行くと家賃出してもらって弁護士が好きな刑事事件をやって、みんな民事で儲けて稼いで一生懸命やって、好きな刑事をやるにも嫌な民事をやったりしてるのに、好きな刑事を心置きなく専念して給料たっぷり貰ってるやないかというふうなことを、今は言われてませんよ、しかしどっかで出てきたら嫌ですからね（以下略）（公設弁護士 B）

ここでは、この事務所の弁護士の給与水準について尋ねたのに対して、「あんまりそれを突かletakはない」という。その理由として、一般事務所であれば、「好きな刑事をやるにも嫌な民事をやったりしてるのに」「家賃出してもらって弁護士が好きな刑事事件をやって……好きな刑事を心置きなく専念して給料たっぷりもらっている」といった批判が「どっかで出てきたら嫌」だというのである。本人たちが関心のある刑事分野を重点的にしていながら、普通の弁護士とさほど変わらない所得であることに批判が出てくる可能性があるということを示唆している。

都市型の公設法律事務所は、通常ではなかなか採算が取れない事件を引き受けることを目的としている。公設事務所が刑事事件を多く引き受けるのは、刑事事件がそうした事件に該当しているからである。他方、一般事務所に所属する弁護士が刑事事件を行おうとすれば、本人の好みとは関係なく、民事事件や企業の顧問などを引き受けて事務所運営等に必要な収入を得つつ行わざるを得ない。そうであるにもかかわらず、公設事務所では、本人が好きな刑事事件に「心置きなく専念して給料をたっぷり貰ってる」と言われかねないというのである。それでは、一般の法律事務所では、刑事専門の弁護士は、いかにして事務所を維持しているのであろうか。そして彼らの収入・所得の状況はどうなっているのであろうか。

かつて、共同事務所といえば、経費共同か収入共同に大別され、事務所内の地位もある程度類型化できたが、今日では多様化している。中には、アソシエイトに対して、給料を支払わない事務所もあった。

問：そうすると、給与ではない、しかし何らかの報酬っていうのは、どういう形になるわけですか？

弁：事件を共同受任して折半というのがほぼ全てですね。あとは着手報酬じゃなくてタイムチャージで仕事してもらったらもちろんタイムをつけてもらって、それをパートナーが法律会計費の経費をつけるという前提で業務委託費として払うという感じでやっていますね。ただ、1年目のアソシエイトでもあんまり生々しい数字はあれですけども、人によってぜんぜん開きがあれですけど、400～800 ぐらいの間のお金は渡してるんじゃないかなと思いますけど。(一般弁護士 D)

この共同事務所ではアソシエイトには給与を支払わない。ただ、給料を支払わないと言っても、パートナーと事件を共同受任して報酬を折半したり、タイムチャージでの仕事の場合には業務委託費を支払うことにより、弁護士登録して1年目のアソシエイトであっても、400万円から800万円程度の収入を得ているというのである。

こういうケースを除くと、共同事務所では、定まった給与を受け取るか、あるいは個人の一定割合を事務所に納め、残りが本人の収入になるというのが多いと思われる。だが、所得は、刑事の比重が大きくない通常の事務所と比べると多くはないようである。

弁：(前略) 刑事事件だけでは食っていけないですね。

(中略)

問：いわゆる弁護士実務での売上がっていうのはどのぐらいになるんですか？

弁：去年ね、私の弁護士実務の売上ね、900万ぐらいです、年間で。

問：同じ世代としては？

弁：少ないですね。

問：刑事分野の比重がその中で...

問：8割。

弁：そのぐらいですね。でも経費の方が高いです。だからマイナスですよ。営業売上は、去年はマイナスです。さっき言ったロースクールの給料と社外役員があるので、あれは給与所得ですから。それでプラスで税金を収めていますけど、営業収益はマイナスです。(一般弁護士 H)

この弁護士の場合、弁護士実務の売り上げは約900万円だが、それは同世代の弁護士と

比べると少ないという。その売り上げの8割を刑事事件が占めているが、経費の方が高いため、弁護士としての営業収益は赤字であり、刑事事件だけでは食っていけないというのである。

しかしこれは極端なケースであり、刑事事件の比重が高いながらも、事務所運営に必要な費用や自分の生活費等は、その中から賄っている弁護士の方が普通である。

弁：印象でいうと昨年度の売り上げは6,000万くらいありまして、その中に占める刑事の割合は多分正確なのはあとで資料を見ればわかるんですけど、やっぱり7割ぐらいは、いってると思います。

(中略)

弁：経費？今のは全体の売り上げなんです。全体の売り上げなんです。経費は5000万くらいなんです。ということは。

問：課税所得1,000万？

弁：課税所得はもっと低いんですよ、600万くらい。だから経費は5,000万を超えてる、はるかに超えてるんですけど。経費も刑事の方が圧倒的に多いんじゃないかな。刑事のかかる経費っていうのは謄写料とか、あとは交通費とか、あと翻訳料とか、あと結構まとまったお金が必要なのは専門家へ依頼する謝金とか。精神科医とか法医学者とかお医者さんに意見を書いてもらう時の費用ですね。(一般弁護士A)

この弁護士の場合、売り上げは6,000万円くらいあったが、経費が5,000万円以上かかったため、課税所得としては600万くらいだったという。かかった経費のなかに、謄写料や交通費などが入っているのは、この弁護士の属している事務所の報酬規程がそうしたものを別途に請求する仕組みになっていないためであろう。経費率が非常に高いのはそのためであるが、課税所得は600万円程度に過ぎないのである。しかしもっと課税所得の低いケースもあった。

弁：去年だと1,700とかで刑事と民事半々くらいですね。

問2：1,700万というのは売上ですか？

弁：売上です、全部売上。

問1：じゃあ先に経費に占める刑事事件の比重は？

弁：ほとんどですね。ほとんど刑事事件だと思いますね。経費はほとんど刑事事件で。

問2：それは依頼者が基本的に払うものですよね？

弁：そうです。

(中略)

弁：(前略) 所得金額の事業・営業……これすごい少ないですよ。

問2：いま日弁連で問題になってる統計だと思いますけど。

弁：僕、いろいろ引いていくとですね、65万2,713円ですよ。……妻からの借り入れもありますね。それが生活費に回ってる。(一般弁護士J)

この弁護士は、秘書が1人と弁護士1人とからなる単独事務所をビルの1室に構えている。民事も引き受けてはいるが、大抵は刑事事件に関係するものである。売り上げは刑事と民事とが半々であるにもかかわらず、経費の大半は刑事事件が占めている。所得については65万あまりしかないが、「妻からの借り入れ」が生活費に回っているのだという。

ここでは語られていないが、この弁護士は日弁連や所属弁護士会の会務活動を熱心に行っていることも売り上げや課税所得が低い一因となっている可能性がある。そうしたことを考慮しても、所得は決して高くはない。結局のところ、高度な刑事弁護を行おうとすると、収入は多くても必要経費も高額になるため、課税所得としてみたときには高額な所得を手にすることは困難になるのだと思われる。

もっとも、畑浩人の仮説から推測すると、インターネット広告で大量に同種の刑事事件(とくに認め事件)を集めて処理するタイプの刑事弁護士の場合には、十分な収益が得られる可能性がある。しかし、それは、我々が調査した刑事弁護士の弁護スタイルとはほぼ対極にある弁護士スタイルとなる。

では、刑事弁護士が、このように労力のわりに所得が高いとは言えない刑事弁護を熱心に行うのはなぜだろうか。また、彼らにとってやりがいは何なのだろうか。

IV. 刑事弁護士になった理由、刑事弁護士としてのやりがい

1. 刑事弁護になった理由

アメリカでは、弁護士界は、顧客の種類によって大きく、大企業を主要顧客とする半球

と、個人顧客を主要な顧客とする半球とに分化しているという。シカゴの弁護士界を調査した Joh Heinz らは、教育的背景や人種的背景、宗教的背景などが、出身法科大学院を規定し、それが所属する事務所の規模・種類（大企業顧客か個人顧客か）、業務内容を規定し、それは弁護士の所得（高所得か低所得）や威信を規定するといった図式を明らかにした¹⁵。そして、両半球の断絶はますます大きくなっていくという¹⁶。

日本では、これまで弁護士の数が少なかったこともあって、弁護士界の階層分化はアメリカほどには明確ではなかった。とは言え、日本でも階層分化が生じだしていることは明らかである¹⁷。そして刑事事件を熱心に行う刑事弁護士の場合、通常の弁護士と比べると所得は低めになってしまうことが多いことは、先に記したとおりである。それでは、なぜ彼らは刑事弁護士を選んだのだろうか。

しばしば聞かれたのは、弁護士になる以前から刑事弁護が弁護士の典型的なスタイルだと思っていたというものである。

もともと出発点が、弁護士というものをイメージした時に自分の思い描いていたものが、刑事弁護士、テレビドラマとかペリー・メイスンみたいな、ああいう弁護士のイメージしかなかったの。当時、あんまり民事弁護士っていうイメージも何もないまま弁護士になったっていうことがあると思います。つまり法廷弁護士っていうのが自分のあるべき弁護士像だったっていうのが一番大きいんじゃないですか、刑事弁護士になった理由は。民事弁護っていうのは法廷弁護とは全然違う世界なんで、そういった意味では僕の選択肢の中では民事弁護っていうのはあんまり最初はなかったっていうのが言えると思います。（一般弁護士 A）

¹⁵ John P. Heinz & Edward O. Laumann, *Chicago Lawyers: The Social Structure of the Bar*, Revised Edition, Northwestern Univ. Pr., 1994.

¹⁶ John P. Heinz, Robert L. Nelson, Rebecca L. Sandefur, & Edward O. Laumann, *Urban Lawyers: The New Social Structure of the Bar*, The University of Chicago Press, 2005. (ジョン・P・ハインツ他(宮澤節生監訳)『アメリカの大都市弁護士——その社会構造』(現代人文社, 2019年)第2章を参照。

¹⁷ 日本の弁護士にも階層分化の萌芽が見られることを明らかにしたものとして、たとえば宮澤節生他「日本の弁護士の専門分化——2008年全国弁護士調査第2報」青山法務研究論集第4巻(2011年)第4章および第6章を参照。

非常に純粋に刑事っていうのは面白いって思っていました。私が大学に入ったのが1982年でちょうど再審無罪の免田事件の再審開始決定が出て、当時私は東京にいたんですけど、その頃は毎日のように報道の中で冤罪から死刑から再審を勝ち取ったヒーローのように刑事弁護人が描かれていた時代だったということもありました。当時、東京にいてそれこそ免田事件で主任弁護人をされた倉田哲治さんのところに会いに行ったり、後藤昌次郎さんのところに会いに行ったりですね、そういうことをしてた学生だったんですね。……私がX法律事務所に入ったころ、上の3人〔事務所の先輩弁護士〕は刑事弁護が中心ではなかったですけども、それぞれがそれなりに刑事弁護をやっていました。……久しぶりに新しいのが来たと、刑事弁護をやりたいってことで、上の3人が刑事弁護は全部僕に振るという形になりました。(一般弁護士C)

いずれも、弁護士になる以前から刑事弁護に関心が高く、その延長上で弁護士になっても刑事事件を多く担当するようになったというものである。後者のケースでは、そうしたもともとの関心に加えて、初職の事務所が刑事弁護を積極的に当人に宛がったということも刑事弁護士になるきっかけである。このように最初に所属した事務所が事務所の方針として、刑事弁護を熱心に行うことに寛容で、積極的にサポートしてくれたことも、刑事弁護士になる契機になっているというのは、ほかにも聞かれた。

問：最初からやはりキャリアも最初から刑事に注力されてきたということなんですか？

弁：注力ではないですね。最初は国選弁護。僕の時代は被疑者国選が無くて公判国選からの時代でしたけれども、国選弁護で当たった人に会いに行くと、弁護して。それが評判が良かったのか、その人から次の人を紹介されるという形で広がって行ってどんどん刑事事件が増えていきました。

問：比率として他のキャリアの初期の弁護士さんに比べると刑事が多い？

弁：それは多かったと思いますよ。

問：他の方はあまり積極的に刑事を増やしていこうとはしないということなんですか？

弁：ちょっとそこは他の事務所・弁護士のことなのでわかりませんが、刑事弁護で

ある程度有名な先生の事務所に入ったことと、私の就職した当時はまだイソ弁も好きなことをやれっという事務所が割と多く、私の就職した事務所もそうでしたので、その結果、私の刑事弁護の割合が増えていったと思います。(一般弁護士 J)

ここでは、刑事弁護の比重が高くなっていった理由として、国選弁護の依頼者が別の人を紹介してくれたということが挙げられる。だが、それに加えて、刑事弁護で有名な弁護士の事務所には最初は所属したこと、そして勤務弁護士も好きなことができたことが、刑事弁護の割合が高くなっていった理由とされている。しかし、「私の就職した当時はまだイソ弁も好きなことをやれっという事務所がわりと多」かったということは、弁護士数が増加した今日では、そうした余裕がない事務所が多い可能性もうかがわせる。

公設事務所の場合であっても、入職する前から刑事弁護に興味を持っていたという話が聞かれた。

問：刑事弁護への関心っというのはどのように生まれたか？

弁：私はですね、ここに若手の弁護士 3 人いますけど、3 人と私が決定的に違うのは刑事弁護に興味を持ったのがほんとに修習に入ってからです。修習に入って大阪修習だったんですけど、大阪って刑事弁護が盛んでして、大パブを訪問していただければわかるんですけど、ちょうど大パブで刑事塾みたいなのを修習生対象にやっていますね、それに参加させてもらったんですね。刑事弁護はとにかく面白いと、弁護士の活動の中で一番面白いなと思って、最初はほんとに面白そうだからこの道に進もうと思って、ちょっと軽い気持ちで X (この事務所) を受けて刑事弁護をやるようになった。実際にやってみたら楽しくて面白くて勉強にもなったと。もちろん大変なこともありますけど、自分のライフワークにしていこうかなと思えるようになったっというのは私はそういう感触ですね。だからこの 3 人とぜんぜん違って、3 人はほんとに昔から刑事に興味があって熱い心を持ってらるんですけど、私はちょっとそこは若干違うところです。

(公設弁護士 A)

ここでは、回答した弁護士によれば、同じ公設事務所にいる他の弁護士はもともと刑事弁護に関心があって弁護士になり、この事務所に入ってきた。それに対して、回答した弁護

士は修習地の大阪で収集性向けに行われていた刑事塾に参加し、面白そうだったことが、刑事弁護を重点的にするようになったきっかけだと言う。いずれにせよ、初職の事務所に入所する前から刑事弁護に関心があったという点で変わりはない。

一方、法テラス法律事務所の場合、刑事弁護に力点を置くことは必ずしも事務所設立の目的ではない。しかし法テラス法律事務所の中には、刑事弁護の比重が高いところもある。そうした事務所では、刑事の比率の高い通常の民間法律事務所や公設テラスと同様に、刑事弁護への関心があって入所したという声が聞かれた。

問：刑事弁護への関心はいつどのように生まれたか？

弁：刑事弁護は弁護士になる前から刑事事件やりたいと思っていたので。院生時代とか大学生時代からもう。やりたかったのは刑事弁護が一番やりたかった。まさに私が大学とか大学院時代はX [法テラスおよび都道府県の名称] の先輩方、ここの組織ができた 時もそうですけども、Xとかは、私X出身なので、Xは刑事事件が多いのは肌で感じるぐらい分かってる話でいたところなんですよね。やっぱり担い手が少ないという話とかちらほら聞いていたのでそういう世界に入りたいと思っていたので、その頃から刑事事件に関心もっていた。(法テラス C)

もちろん法テラス法律事務所に入って刑事事件をするようになったことで、その研修や事件を通して、関心を形成していったという者もいた。たとえば、「法テラスに入った以上は刑事弁護をやらないわけにはいかないの、その研修ですとか実際の事件を通じてそういう関心意欲、問題意識を形成していったって感じかと思います。」(法テラス C) という具合である。しかしこうした者はあまり見られなかった。

このように見てくると、事務所の形態がどうであれ、刑事弁護に力を入れている弁護士は、刑事弁護に力を注ぐようになった理由として、刑事弁護への関心があったか、あるいは司法修習や研修、最初の事務所での実務等を通して醸成されたことを挙げているのであって、収益性が理由とはなっていないことが分かる。

2. 司法制度改革は刑事弁護士を増やしたか

a 刑事弁護に携わる者は増えたのか

それでは、今回の司法制度改革は、刑事に積極的に携わる弁護士を増やすことに成功したのだろうか。ここ 20 年ほどの間に、弁護士の数は大幅に増加した。そのことは、弁護士間の競争が激しくなったことを意味する。先に検討してきたように刑事弁護分野や民事分野と比べて収益率が低いのであるから、収益性を重視するのであれば、刑事弁護分野への参入は避ける傾向が見られるであろう。しかし、先に記したように、我々がインタビューを行った対象の弁護士については、収益性ではなく、刑事弁護そのものへの関心が、刑事弁護士となった動機であった。もし、弁護士が刑事弁護分野に参入するにあたって、収益性ではなく、刑事弁護そのものへの関心が中心であれば、弁護士間の競争が激化したからといって、ただちに刑事弁護士が減るといふことにはならないであろう。実際、司法制度改革の結果として、若手で熱心に刑事弁護に取り組む者が増えたという声も聞かれた。

刑事弁護やっておられる人ってどういう層の人なのかっていうと、年配の方で一部熱心にやっておられる方もいらっしゃいますけども、基本的にはやっぱり若手の方が圧倒的……そういう意味では、司法制度改革って僕はある意味そこではうまくいっているのかなって思うのは、そういうやる気のある人も含めて人が増えてきているので、受け皿を探すっていうのは以前と比べるとやりやすくなって来てるんじゃないかな
(公設弁護士 A)

司法制度改革のうち、どの改革が刑事弁護への参入にどういった影響を与えたのかについては推測するしかない。刑事弁護への参入を促す方向に働いた要因としては、様々な課題を抱えているとは言うものの刑事司法制度自体に改善が見られたこと、法科大学院教育の中でインターンを経験する機会が生じたこと、弁護士の数が増えたことで刑事弁護に関心を持っている者の絶対数も増えたことなどがあるように思われる。また、刑事弁護に関わると言っても、収入を得るために事件を漁るような関わりもないとは言えないことは明らかである。しかし、全体としてみたとき、司法制度改革は刑事弁護にかかわる弁護士を増やしたと言えそうである。

b 刑事弁護に携わる者のモチベーションはなにか

刑事司法制度改革が行われ、刑事弁護に関わる弁護士が増えたとは言っても、有罪率は相変わらず 99.9%のままであり、弁護活動の結果を有罪か無罪かで捉えると、弁護活動の成果が現れにくい状況は変わっていない。では、彼らにとって、刑事弁護に携わることのモチベーションは何だろうか、それはいかにして維持されているのだろうか。

1 つは、刑事弁護にとって成功とは必ずしも無罪を勝ち取ることだけではないということにある。

問：(前略) 刑事事件っていうのは自白してて 99.9%有罪でという状態やと思うんですけど、……99.9%有罪であればあまりモチベーションで湧かないんじゃないかと思うんですけど (以下略)

弁 1：(前略) 恐らく 99.9%っていうのはその結果が出にくい世界の中でモチベーションをどうやって保つのか……ですけど、……少なくとも僕が 10 年やってるレベルだとくじけるみたいなことは、個々の事件ではもちろんありますね、……やっぱ結果が出ないことに対する苦しみっていうのは、それはあったのが事実です。ただ、それがモチベーションの低下に繋がるかっていうとそういう感じも正直しなくて、むしろバネになってる部分の方が多いのかなっていう感じはしてますね。鈍感なんですかね、痛みに対して鈍感なのかわかりませんが、そうですね、そういう心の折れ方っていうのはあんまり無いかもしれませんね。

弁 2：たぶん〇〇 [弁 1] さんは成果を出されてるんだと思うんですね。罪名落ちだとか 準抗告だとか刑事の中でも細かに成果がでる部分がけっこうあって、今の若手っていうのは結構そういう目の前の成果ってけっこうありますよね。

弁 1：あります、それはあります、確かに。やっぱり個々の事件で保釈で出て来る、その通る手続きもあるので。判決でももちろん有罪か無罪かっていうのをばっかり 100 件やっていると 99 件結果でないと結構辛いかもしれないけど、おっしゃる通り細かく出る部分あると思います。(一般事務所 D)

99.9%有罪という弁護活動の成果が出にくい状況であるにもかかわらず、いかにしてモチベーションを維持するのかと尋ねたのに対して、ここでは、「結果が出ないことに対する苦しみ」があることは認めつつ、罪名落ちや保釈など「細かに成果が出る部分」があることが、モチベーションに繋がっていると答えていた。

とりわけ、裁判員裁判が導入されてから、法廷弁護活動が面白くなったという意見も聞かれた。

法廷が生きてる……裁判員裁判が始まって法廷で心証取るんだというような流れが生まれてきて、そうすると公判弁護活動ってことが面白くなって、それにうまくいけば嬉しいし、うまくいかなければ辛いし……法廷の活動が楽しい。(公設弁護士 A)

ここでは明確には触れられていないが、かつては調書裁判と言われる状態だった。だが、裁判員裁判が始まって、法廷で心証を取るという流れが出てきたことで、法廷での弁護活動の成果が見えやすくなったことも、モチベーションに繋がっていると思われる。

もう1つモチベーションに繋がるものとして、依頼者からの感謝を挙げるケースもあった。

私の10年間やってきた感覚の中で刑事事件の方が依頼者に感謝される率が結構高いと思っています。そこがやっぱり嬉しいのかなと。この仕事やっていく上でお客様あつての仕事なのでやっぱり感謝されると人は嬉しいですね。刑事弁護って結果はともかくとして依頼者の感謝度っていうのが民事よりも高い。それは何故かっていうと民事事件にとっての勝訴判決っていうのは依頼者にとってはとっても当たり前のわけですよね。お金を貸したから返してくれっていう訴訟を起こして100万貸してなんで80万しか返ってこないのかとかですね、それは主張できなかったから20万は返ってこないでしょって説明してもやっぱり納得はいかないわけですよね、勝訴判決を得ても。あるいは100万請求して100万取れるっていうのは依頼者にとってかなり当たり前のことなので実はそんなに感謝されない。もちろん民事事件でもほんとはよく頑張ってくれたって感謝してくれる依頼者の方は当然いますけども、なかなか刑事ほどではなくて。

刑事事件はほんとにあなたの力になれなくて申し訳なかったねって言っても、もう先生は一生懸命やってくれた、そこだけで私としては構いませんとかですね、それがいいかどうかはともかくとして、そういうことが多いのかなと。それが私にとってはそれが続けていく糧になってるかなと思います。(公設弁護士 A)

ここでは民事事件と比較したときの刑事弁護に対する依頼者の感謝度合いについて語られ

る。民事弁護では、こちらの主張が 100%認められても、依頼者にとっては当たり前のことだから「そんなに感謝されない。」それに対して、刑事弁護では、一生懸命に弁護をしたこと自体に感謝されるというのである。その背景は、警察・検察側が圧倒的に力強いという現実がある。

認め事件でもその人その人で寄り添って刑事弁護やってくつてというのが、それ自体がすごい楽しいですし、圧倒的に強い検察とか警察に好きなようにやられてる依頼者に対してアドバイスして、少しでもちからになっていくっていうのはやりがいがある。

(公設弁護士 A)

被疑者は警察や検察に長期間身柄を拘束されて取り調べを受ける。しかも取り調べには弁護人は立ち会わない。そうした結果、大抵の被疑者は自白してしまう。供述調書は「検事が調書に残したいことを作文し、そこからネゴシエーションが始まる」のであり、「検事が書きたいことがベース」になっている¹⁸。そのような、弱い立場にある被疑者・被告人にとって、弁護士が「毎日足を運んでくれ」「取調べについて記憶を頼りに報告し、次の取調べでどうすればいいのか相談を」し、「家族や友人、同僚のメッセージを見せてもらうことが心の支え」になったと、郵便不正事件で身柄を拘留され、取調べを受けた村木厚子は言う¹⁹。依頼者にとって、弁護士による接見や助言は大きな力となる。そのことを、弁護士からみたとき、生きがいと映るということであろう。警察・検察側が圧倒的に強いという日本の刑事司法の病理ゆえに、弁護士の積極的な活動が依頼者からの感謝を生み、それが刑事弁護のやりがいを生むという皮肉な構図を生んでいた。

このほか、刑事事件の依頼者が更生して、後日接触してくることも生きがいだという声があった。

私は子供族の 1 人なので少年事件で少年が更生するとそこはすごく糧になる、今こういうことをしてますとか、或いは過去にやった少年事件の少年の結婚式に出たりですね、招待されたりですね、これは少年ではないんですが少年に近い、20 歳の子が今

¹⁸ 村木厚子「被疑者・被告人にとっての刑事司法」後藤昭編『シリーズ刑事司法を考える 第 3 巻 刑事司法を担う人々』(岩波書店、2017 年) 78 頁。

¹⁹ 村木・前掲註 18・79 頁参照。

年結婚することになって先生来てくれますかっていうように言われたり。それはほんとに嬉しいし、そのあと事件ふってくれたり、嬉しいのでそういうところはやりがいになってます。(公設弁護士 A)

これは少年事件も扱っている弁護士であるが、かつて刑事事件で担当した依頼者が更生して、その報告に来たり結婚式に呼んでくれたりすることがあり、そうしたことがやりがいになっているというのである。依頼者が更生するというのは、弁護活動の正否とは直接関わらないかもしれないが、刑事弁護活動によって得られる喜びと言える。

では、こうした弁護活動のもとになる経済的条件について、刑事専門弁護士はどう考えているのであろうか。刑事弁護は収益性は決して良くはない。そのため刑事弁護に力を入れていると、民事事件に力を入れている場合と比べ所得は高くはなりにくい。したがって、高所得を望むのであれば、刑事弁護は避けようとするはずである。しかし刑事専門弁護士は、高い所得を手にすることは重視していない可能性がある。「私は別に妻と 2 人で生きていけばいいので、そんなに給料は高くないと嫌だなというわけではないです。」(公設弁護士 A) というわけである。

この弁護士は公設事務所に所属しており、赤字になっても弁護士会からの補填が期待できること、家賃等は負担する必要がないことなど、一般の民間法律事務所とは異なる点がある。しかし、この事務所の場合、赤字が続いたために、もともとは同期の判事補、検事と同レベルだったはずの弁護士の給与をカットしており、今では同期よりも少ないという²⁰。したがって、刑事弁護の比重が高いために、所得が高くないという点は、民間事務所に所蔵する刑事専門弁護士と共通している。そして、上に記した語りでは、高所得を求め

²⁰ この公設法律事務所でのインタビューでは、彼らの給与について、次の通り語られていた。

問：給与水準としては同期の、他の弁護士の給与水準と同じぐらいだと考えられていますか？それとも低いと思っていますか、高いと思いますか。

弁：カットしちゃったので、カットした後は低いかなと思います。……元々のスタンスは同期の判事補、検事と同レベルという前提だったんですけど、だんだんそれは崩れてきてですね、赤字が続いてちょっと減らしていったというところがあって、今の現時点では同期よりも少ないかなと思います。(公設弁護士 A)

てはないように思われる。

このように見てくると、刑事専門弁護士にとってのモチベーションは、刑事弁護自体が面白い、あるいは依頼者からの感謝といったものからなっていて、経済的な側面は重視されてはいないことがわかる。

IV. 経済的条件は刑事弁護の高度化を阻害しているか

刑事弁護に熱心に取り組む弁護士は、若手に増えてきているという指摘があった。しかし刑事弁護の圧倒的多数を占める国選弁護についていうと、その報酬は必ずしも改善されているわけではない。では、刑事弁護をめぐるこうした経済的な条件は、刑事弁護の高度化を阻害してきたといえるのであろうか。

かつてわが国の弁護士については、その数が少なく、専門分化もあまりしていなかったことも合って、大抵の弁護士はあらゆる分野を扱っていた。それゆえ、各分野についての専門性は高いとは言えなかった。そのことは、刑事弁護分野でも同様である。畑浩人や村岡啓一が指摘するように、かつてはヤメ検やヤメ判などを中心とする少数の刑事専門弁護士がいたものの、ほとんどは、「刑事弁護は弁護士であれば『誰でも』できるという認識の下、……一般の民事事件の代理業務の片手間に国選弁護を引き受けるという実態があったために、検察官出身者など経験豊富な私選弁護士との間には格差があった」という²¹。

しかし、今次の司法制度改革によって弁護士の数が大幅に増加したこと、刑事司法分野でも、様々な改革が行われたこともあって、刑事弁護が高度の専門性を要する分野だという認識ができてきているという意見があった。刑事弁護って非常に特殊な知識と技術と責任感が求められる特殊な特別な仕事の一つなんだっていうのが認識されるようになったのはやっぱり司法改革以降だと思う。」(一般弁護士 D) というのである。

しかし、実際に刑事弁護が高度に専門的な分野だと言うことが認識されるようになったとは言っても、それを支えているのは、弁護士を取り巻く経済的条件ではない。畑浩人の言う「闘争型」の刑事弁護、あるいは熱心弁護では、得られる所得は大きくないからである。つまり刑事弁護を取り巻く経済的条件は必ずしも良好ではないにもかかわらず、刑事弁護の高度化が進んでいる。見方を変えると、日本の刑事弁護の高度化は、弁護士の経済

²¹ 村岡啓一「刑事弁護人はどんな人たちか」後藤昭編『シリーズ刑事司法を考える 第3巻 刑事司法を担う人々』(岩波書店, 2017年) 100頁。

的満足度ではなく、刑事事件への関心や依頼者からの感謝といったものをベースにした弁護士自身のボランティア精神の上に成り立っているとも言える。

このことは刑事弁護が健全な市場形成がなされていないということでもある。被疑者・被告人にとって全く争う気がない自白事件については、民事事件の片手間に刑事事件を引き受ける弁護士が担うという現状もあり得よう。だが、否認事件なども明らかに存在しているのであるから、刑事弁護について健全な市場形成がなされておれば、こうした事件に対して、より高度なサービスを提供することが経済的利益につながってゆくと考えられるからである。それを妨げているのは、刑事事件の報酬が安すぎるという現実であろう。

V. おわりに

このように見てくると、刑事弁護及び刑事弁護士の状態については次のことが言えるのではない。刑事弁護は、その多くを国選弁護が占めており、それらは、普通の弁護士が担っている。一方、時間的にも量的にも刑事事件の比重の高い刑事専門弁護士は、国選弁護を担当していたとしても、法テラス法律事務所のスタッフ弁護士や公設法律事務所の弁護士の場合を除いては、その数は多くはなく、私選事件を多く引き受けているケースが多い。

私選弁護の際の報酬は、日弁連の旧報酬規程をもとにしているケースが多いものの、多様化しているようである。しかし、依頼者は必ずしも経済的に豊かな者ばかりではないから、規程通りに報酬を請求し、受け取っているわけではない。国選弁護については、裁判員裁判では多少改善が図られたものの、それ以外の裁判については、報酬は相変わらず低額のままである。結果として、刑事弁護は民事弁護と比べて収益性が低い構図は以前と変わっていない。

そうした中でも、刑事弁護は司法制度改革以降、高度化してきている。それを支えている中核は刑事専門弁護士だが、彼らが質の高い刑事弁護を行うのは、経済的インセンティブによるのではない。刑事弁護への関心や依頼者からの感謝をモチベーションとする彼らのボランティア精神によって支えられていた。見方を変えれば、刑事弁護士がボランティア精神をもって刑事弁護に取り組むことをいいことに、刑事弁護に費用を市場の論理で決まるであろう費用よりも大幅に安価な費用に抑えていたとすることができる。

刑事弁護を一層高度化させるとともに、永続的なものにするためには、私選弁護はもとより国選弁護においても、本当に必要性があって労力をかけた分については、報酬の高額

化が不可欠である。そしてその場合、私選弁護については、今日でも依頼者の事情を勘案して自ら決めた報酬基準を下回ってしか請求しない（できない）ケースがあることを考えると、国選弁護の枠を大幅に広げるなり、公費での助成といった対応が必要であろう。また、国選弁護については、大多数が争わない認め事件が多い一方で、数は少ないとはいえ、否認事件もあるという現実を考えるならば、事案ごとの難易度に合わせ、難事件において弁護活動を十分に行えば、それに応じて報酬が多くなるような仕組みづくりが求められるのではないだろうか。